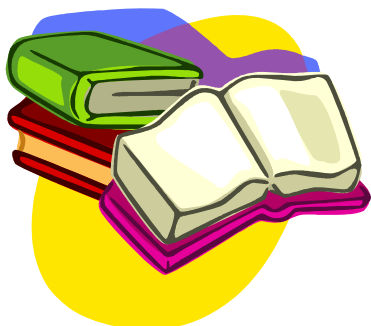


国立国会図書館による納本制度



「納本制度」とは、一国で発行された出版物を国立図書館等の機関に納入することを義務づける制度をいいます。今日世界の多くの国々で同様の制度が設けられています。わが国の現在の納本制度は、1948年の国立国会図書館法に基づくものとなっています。具体的には、機密扱いのものを除く出版物（図書、小冊子、逐次刊行物、地図、印刷その他の方法により複製した文書または図画などのほか電子的方法・磁気

的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字・映像・音またはプログラムを記録したもの）を発行した場合、発行者は同法で定められた期限内に定められた部数を「納入」することが義務づけられています。

納本制度 60 周年にあたる 2008 年、国立国会図書館は前年秋に実施した国内出版物の納入率調査の結果を公表しています。それによると、国や地方公共団体の出版物の納入率は販売物が約 9 割（非売品は約 5 割）で、民間出版物のそれは約 9 割となっています。販売物として流通している出版物はほぼ網羅的に納入されていることがうかがえます。



この調査では大学の出版物も対象となっており、その納入率は約 8 割でした。大学種別でみると、私立大学の納入率が国公立大学よりもやや高かったとされています。また、紀要などの定期刊行物は納入率が高く、講演会報告など継続していない出版物の納入率は低く、さらに、理工学系・医学/薬学系の学部より人文・社会系の学部の方が納入率は高かったとされています。

図書館界における納本制度は、わが国の知的・文化的活動の所産である出版物を網羅的に集めて後世に伝えることを可能にし、これによって「国民の文化的財産」と呼ぶにふさわしい貴重なコレクションを作り上げようとするものです。こうした考え方は、本連載 No.1 で紹介したアーカイブズによるアピールにも通じるものがあり、アーカイブズにおける諸活動の手がかりにもなると思われます。